

第5回「上海IPG」会議 議事録

日時：2003年7月17日

場所：上海万豪虹橋大酒店

司会進行：水田賢治（ジェトロ上海センター）

【第1部】

水田賢治（ジェトロ上海センター）

第5回上海IPG会合を開催いたします。まずはじめに、上海IPG津田グループ長より開会のご挨拶をいただきます。

挨拶：津田小亮 グループ長（住友化学（上海）有限公司 董事・総経理）

皆様こんにちは。住友化学上海の津田でございます。本日は2003年度の最初の会合で、2002年9月に第1回会合の開催以来第5回目となります。2002年度の上海IPGの活動、運営について、上海IPG事務局をお願いしている上海ジェトロの水田さんをはじめ、各メンバーの皆様方には大変に多大なご協力をいただきありがとうございました。

2003年度は昨年の活動をレビューし、上海地区における日系企業の知的財産権保護の中核的な存在としての役割を果たすべく、新たな取組みを検討しました。本日はこれらの活動案を紹介いたします。今年度もメンバーの皆様方の活動への積極的なご参加、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。本日は上海総領事館から杉本総領事、渡辺領事のご参席をいただきありがとうございます。今年度も、上海IPGの活動にご支援、ご協力をいただけますようよろしくお願いいたします。

来賓挨拶：在上海日本国総領事館 杉本信行 総領事

第1回目のIPG立ち上げの際に参加させて頂きましたが、今回は久々に皆さんにお会いできましたことを光栄に思っています。第1回からこれまで、非常に活発な活動が行われ、会員数も急速に増えていると聞いています。本問題に対する皆さんの関心の高さの表れでしょう。これまでの会議の議事録を拝見する中でも皆様の熱意と取組みの真剣さをひしひしと感じています。

当地の経済はSARSにより大きな影響が出るかと心配したのですが、結果的にはほとんど影響がなく、非常に高成長を遂げています。日系企業の活動もますます拡大していくと思われませんが、他方で、この知的所有権侵害の問題というものも一層深刻化しています。これに対しては、個別企業だけではなく、本グループの活動のように企業が協力し合って対応する、例えば、それを取り締まる当局に対して申し入れをしていく必要があります。当然ながら、その過程で総領事館として協力できることがありましたら、これまでと

同様に我々も前向きに取り組んでいきたいと思えます。

最近の例をご紹介します。ある日系企業が商標権侵害を受けた問題ですが、企業が直接関係当局に申し入れてもなかなか動かない。省レベルまで持ち上げて改善を申し入れて、省レベルから管轄の市に改善するのを申し入れたが、その返事もしばらく待ってみても動かないということの繰り返しであり、どうにかならないかという相談がありました。そのような話を受けていたものですから、私が問題が起きている市の副市長に会ったときに、本件についてかなり厳しく申し入れました。それが効を得てやっと侵害が改められたということがありました。

最近では、侵害する側もずいぶんしぶとくかつ巧妙になっておりますし、一度言われてすぐ変えるということにはならないということも経験しています。問題があれば繰り返して対応いく必要があるし、いろいろな手段で攻めていくことも必要であると思えます。場合によっては、当然ながら、被害の実態の具体的データを詳しく集めて求めていく必要があると思えます。

中国の企業自体も被害者になってきている実態が増えていますので、本問題の認識はますます深くなっています。本日、上海市工商行政管理局の担当者の方からその話もあるかと思えますが、健全な市場経済の発展については、この問題を解決しなければ、長期的には侵害をしている個別企業ではなく、中国自身の経済に大きな影響がありますので、この認識をできるだけ早く広げるためにも、被害者の声を大きくしていく。会を重ねるごとにますます盛況になると思われませんが、遠慮せず、泣き寝入りはあまりよくないので、是非とも活動を続けていただきたいと思えます。

上海の商工クラブ認可問題も大詰めを迎えています。認可に至った際には、900社以上の会員の商工クラブとして、企業が共通して抱える様々な問題について当局に申し入れを行うことができるようになる、そういう意味で1つの大きな筋道が新しくできつつあります。このような背景の下、本グループの位置付けを一層明確にすることも必要でしょう。本グループの活動は日中両国の健全な経済発展ということにも大きく資すると確信しています。今後ともこの会が発展していくことを期待しています。

水田賢治（ジェトロ上海センター）

続いて、2003年度上海IPG活動について、事務局から説明させていただきます。本日、皆様にお配りしている中の資料3「2003年度上海IPG活動について(案)」に基づいて説明いたします。

活動方針にもあるとおり、上海IPGは昨年9月に設置された当初は、47社の団体でスタートしたのですが、本日現在では96社まで拡大し、これまで4回の会合を持っています。当初は3カ月に1回ぐらいの会合を持つというお話を皆様にしたかと思えますが、昨年度は大体2カ月に1回ぐらいのペースで活動を行うことができました。今年度については、実際に上海IPGが、上海地域における日系企業の知的財産保護に役立つような成功事例

や、具体的に役立つ活動を心がけて、さらに発展していきたいと思っています。

具体的に、今年度はどのような活動をしていくかということをもとに7つにまとめました。1つ目は、「模倣品対策プロジェクト」で、これはIPGとして今年度取り組んでいく、いちばん大きなプロジェクトに位置付けています。これについては後ほどゆっくり説明させていただきます。

2つ目は「中国政府機関等との連携」で、過去4回は日系企業の方からの被害状況や調査会社の活用の仕方などをやってきましたが、前々回のアンケートの中で、会員の皆様からは是非中国政府機関と意見交換をしたいという声が多かったこともあり、今回のIPG活動も、まず上海市の商標権侵害を取り締まる機関である上海工商局の方をお呼びしました。はじめてIPGの場に中国政府機関をお呼びすることになりました。最近ではセモノが海外に輸出されるという被害もありますが、それらを取り締まる税関、あるいは何か組織的な犯罪が絡んでくる場合に、公安が動くということもありますので、今後はこういったところとも連携を図るべく活動していきたい。

3つ目は、「情報発信の拡大」で、資料の5番目に「上海IPGホームページ開設について」というものを作成しました。これまで会員の皆様には議事録をメールでお送りしていましたが、今後はさらに会員以外の方にも上海IPGの活動を広く知ってもらうために、ホームページを開設するというので今進めています。

資料の5番目に「上海IPGホームページ開設について」とありますが、2番目にホームページの内容があり、1番目のIPGの紹介と2番目の会合の議事録については、ちょうど昨日、ジェトロ上海のホームページの中に掲載されました。ジェトロの上海のホームページの中にこういったものを入れていこうということで考えています。また10月ぐらいにホームページの体裁が変わってきますので、今は暫定的なことではやっていますが、今後は情報発信に力を入れていきたいと考えております。

本日も、いくつかのマスコミの方にお越しいただいていますが、会合については日本の、場合によっては中国側のマスコミもできるだけ呼んで、会合を対外的に発信していただこうと思います。

4番目は、6月20日から6月30日に、皆様メンバーの方々に自社の模倣品被害状況、知財関連に使える対策費用、上海IPGにどのようなことを期待するかなどの簡単なアンケートを皆様にご協力いただいております。現在60社の方から回答いただいております。8月中にはこの結果をまとめて皆様にフィードバックをしたいと思っています。

5番目は、「上海総領事館との連携」ということで、今も杉本総領事からお話がありましたが、中国での模倣品問題を含むこの知財問題というのは、一企業で対処することが難しい局面が出てきます。そういった場合に、上海IPGの活動、あるいはどうしても動けなくなった場合の日本政府との連携ということをも、これまで以上に強化していきたいと考えています。

6番目、従来やっている日系企業の方の被害状況や対策事例など、各企業間の横の連携、

相互の情報共有を今後も引き続きやっていきたいと思っています。

7番目、上海IPGの活動は昨年9月に発足してまだ1年足らずですが、マスコミや日本の関係機関、特許庁、経済産業省、あるいは日本の民間企業の知財関係団体である、日本知的財産協会等からも、その活動について非常に関心を持たれていて、これら日本の業界団体等との連携も強化していきたいと考えています。

1番目に戻って、模倣品対策プロジェクトについて、これからちょっと時間を割いて説明します。資料4です。模倣品対策プロジェクトは、今回のアンケートの中にもいろいろと書かれていたのですが、上海IPGに入っても具体的な成果が見えない、自社の問題解決につながらないなど、そういう意見が割と多かったように思います。

私自身も会合で集まって、ただ情報交換して終わりでは、実際に皆様の企業の利益を確保できないということを考えていまして、IPGの活動を通じて、目に見える活動、成果が期待できる実際の動きをやっていこうと常々考えていました。そういう中で、2カ月に1回、この会合に合わせて、IPGの幹事の方と幹事会を開いているのですが、その幹事会の中では是非この模倣品対策プロジェクトを発足させていこうということになりました。

今回ここにお集まりいただいている会員の皆様には、一応メール等ではそういうことをやりますとご案内したかと思うのですが、今日この場で、このプロジェクトについてご説明をして、皆様の賛同を是非得たいと思っています。

プロジェクトの目的は、IPGメンバー各社の要望を要望書としてとりまとめて、中国関係諸機関に対して、上海IPGメンバー各社の模倣品取締りを積極的に働きかけることです。

2番目のプロジェクトの進め方のところには、具体的に企業の名前が書いてあるのですが、この話を進めていく中で、実は内々にここに書かれている8社の方々、岡村製作所さん、恩田特許事務所さん、花王さん、円谷企画さん、日本特殊陶業さん、松下電工さん、それから幹事も兼ねているオムロンさんとJETRO上海の8社、機関にメンバー参画の打診をしました。

これは幹事の方々と相談しながら、幹事とは別のグループで、常日頃模倣品問題に関心を持たれている、あるいはこのプロジェクトに参加したいとお話をいただいた方にお声をかけ、この8社のメンバーを選ばせていただいたのです。今回、唐突にこういう形で8社をご案内する形になりましたので、まずこの8社のメンバーでよろしいかどうかということ、あるいは皆様の中から、是非自分もこのプロジェクトに関わりたいという方がいらっしゃれば、この場でもかまいませんし、後ほど私のほうへ言っていただいても結構です。

今回は、この8社がメンバーでプロジェクトを進めたいと思いますが、特にこれについては異存はありませんか。特に何か自分がやりたい、こうしたらいいという異論がなければ、皆様の拍手をもって賛同を得たいと思いますのでよろしくお願いします。

（拍手）

水田賢治（ジェトロ上海センター）

ありがとうございました。時間の関係で皆様の紹介は省略させていただきます。この8社がメンバーとなり、この中からリーダー、サブリーダーを選出して、今後の全体の計画書や要望書の構成など月に1回会合をもって進めていくということを考えています。このプロジェクトについては、今後のIPG会合の際に、報告を逐次させていただくということでご了解いただければと思います。

この活動については、後ほどIPG幹事のオムロンの宇野さんから詳細をご説明いただきますが、すでにIPGは北京にもあり、是非このプロジェクトに参加したいということ伺っています。上海IPGで作業を進めていきますが、その中で北京からも協力していただきながら、最終的には今年度中に要望書を取りまとめて中国側に働きかけをしていくことを考えています。皆様におかれましては、この活動をプロジェクトメンバーに一任していただき、是非この活動にご協力いただければと思います。

3番目、要望書の作成において、要望フレームはプロジェクトによって決定していき、皆様にはこれに従っていただく。ただし、決まったことについては、毎回の会合でご説明いたしますので、もしご意見があれば、会合の中でお述べいただきたいと思います。

これから、この模倣品対策プロジェクトについてどのようなイメージかということを皆様に知っていただくために、オムロンの宇野さんからパワーポイントを使って説明していただきます。

宇野元博氏（オムロン）

皆さんこんにちは。幹事のオムロン中国の宇野と言います。よろしくお願ひします。今水田さんからお話があったように、今年度そのプロジェクトを発足させるということで、大体どういうイメージかということ、簡単に言えば要望書を作って中国の諸機関に対してアピールしていく話なのです。そのターゲットやどこを狙うかというのは各社いろいろ思惑があるところだと思います。IPGということでいろいろな業種の方がいらっしゃいますので、最低限これだけやりましょうということを発表しました。

当社の例になりますが、イメージとしてまず、商標、ブランドがその取締りを依頼する対象になると思います。当社の場合は、「OMRON」というロゴがあり、これが中国において相当数登録されています。これをまず要望書に書く。そして取締り商品や模倣品がどこに出ているか。あとは型式や主な模倣地域がどこかということ、各社1頁ぐらいにまとめるという形にしようと思っています。

模倣品の例として、当社の模倣品の写真を4枚ほど貼ってありますが、こういう模倣品が出ている、登録番号はこうです。あとは工商行政管理局など、中国の諸機関の人は独自に調査する権限、取締りをする権限があるので、こういう被害があることをわかってもらい、自発的、積極的な取締りをやっていただこうという目論見です。

具体的にはこのステップを2つに分け、まず要望書を作成する。要望書の作成、内容についてはこのプロジェクトのメンバーでどんどん考えていくということです。中にはいろいろな課題があって、最低限言わなければならないのは、皆さんの会社で商標が登録されているかどうか。これは事前にご確認いただきたいと思います。登録されていない商標に対してはどこも取り締まることができないので、これは必ず調べておいていただく。もし登録されていなければ、当然出願をしていただくことになると思います。

この狙いはブランド、商標の侵害品ということで、例えば特許の侵害やデザインの侵害までは考えていません。一応、そういった案です。

2つ目は、中国諸機関への働きかけということで、一冊にまとめた本なり、パンフレットをもって要望書という形を作ります。これは、工商局や技術監督局などと会合を持って、中国に進出している日本企業の商標はこういうもので、模倣品でこのような被害があり、見分け方はこうなのですということを説明して、あとは彼らの自発的な動きに対してバックアップをしていくようなことです。

連携としては、今、日本で作られている国際知的財産フォーラム、日本知的財産協会、先ほど話もありましたが、政府とのパイプ、工商局等とのパイプを持っていますので、こういうところと連携して順次進めていくということで、今のところ計画しています。皆様にはいろいろなご負担をかけるかと思いますが、何卒よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

水田賢治（ジェトロ上海センター）

宇野さんどうもありがとうございました。今の説明にあったとおり、今後は皆様に説明しました8社で、8月ぐらいに一度集まって、今後の進め方について会議を持ち、どのようなスケジュールでやっていくかを決めたいと思います。IPGメンバーの方々には、今オムロンさんのサンプルがありましたが、あのように1頁ないし2頁ぐらいに書式を統一していただく形で、商標や登録番号などを各社から提出いただきます。そのあとに、それを中国語に翻訳して、中国の政府機関にそれをばらまこうと考えていますので、これについては逐次ご説明をしたいと思います。

一方的に話をしていますが、これまでの話について、皆様から何かご質問、ご意見はありますか。

西形治郎氏（コクヨ）

質問ですが、商標だけに限った理由について。今、私ももそうなのですが、商標の侵害はだんだん少なくなってきて、商標が同一というのはあまりないのです。それよりも今は、意匠、デザインがそっくりそのままという事例のほうが多いという現状なのです。その中で商標だという選択をされた理由。

もう1つは、要望書のことなのですが、商標にしても各社A4、1枚程度ということで、

それぞれ個別に一つひとつ詳細に説明するわけではなく、日本の会社が集まって、こういうことを非常に嚴重に取り締まってほしいと考えているということです。そういう趣旨の要望書であれば、別に商標に限らずに、意匠まで守備範囲を広げてもいいのではないかと思います、その辺のところをちょっと教えていただきたいのです。

宇野元博氏（オムロン）

なぜ商標に絞ったかということなのですが、上海IPGは今約100団体あります。いろいろなことを考えたのですが、意匠まで広げてしまうと、例えば住友化学さんなどもそうなのですが、意匠に関係のない業界があります。意匠というのはものを作り形を作っていく上では非常に重要だと思います。100社の中の20～30社の問題に絞られてきて、会員全体に対して有益な、メリットというのを最優先に考えて、一応今回は商標という形でまとめようと思いました。今のところは案段階ですので、プロジェクト等で意匠までやるということであれば、次のステップとして意匠まで含めたことも考えていくこともできると思いますが、とりあえず今回はそういう理由で商標に絞らせていただきました。

水田賢治（ジェトロ上海センター）

コクヨさんのように文具業界の方々は、中国では意匠権侵害がほとんどだと認識しています。これについては、プロジェクトでどのように進めるかということも含めて、持ち帰って是非検討したいと思います。文具業界の方というのは、商標権侵害にはほとんど該当しないという理解でよろしいのですか？

西形治郎氏（コクヨ）

他社のことはあまり知らないのですが、日本で文具の知財のメンバーの集まりのときの話では、まだまだ確かに商標権侵害はあるのです。当社もそうなのですが、以前はそっくりそのまま、商標までそのままというのがあったのですが、最近は商標は中国の会社の商標を使っていて、デザインが全く同じというケースが増えています。日本で同業の方と話をしても、昔のように商標も全く同じという世界は、だんだんなくなってきているという話です。

津田小亮氏（上海IPGグループ長）

後半の個別のパンフレットについて。私どもは実際に模倣品があった時に、それを取り締まられているのは中国の当局の方だと思います。私どもの業界の理解では、この方たちは年がら年中同じものばかりではなく、それぞれのシーズン、中央や省での教育により、例えば何月にはどういう商品を集中的にやるというプログラムをお持ちの場合が多いです。このとき実際に、市場で調査したり、店の摘発などをやるのだと思いますが、このときにマニュアル的なものがあると、これはおかしいなという手引書になるものがあると、当局

の皆さん方が実際に摘発のときに非常にやりやすいと、私どもの業界では実際に経験しています。

先ほど宇野さんからご説明があった時に、商標はもちろんのこと、いちばん大事なことはどこへ連絡したらいいのか。これはちゃんと電話番号も書いてあります。2、3年前から、私どもの関係者が、自分で模倣品がないかとやっていたのですが、現在ではほとんど当局からの問合せが圧倒的に多いです。その問合せがあったときに、もちろん商標も含め、意匠などを、これはそっくりだけれどもと当局が規制してくれればということです。中国末端における取締りの役人からのフィードバックは、今後期待できることではないかと思えます。ただし重要なことは、末端でいろいろ取締りをやられる当局が、この商品分類のものをやる、今度は食品関係などと、プライオリティーを上げてもらうというワークも今後必要かと思えます。そういうことで、お役人にマニュアルをお渡しして、取締り活動が効果的に行われるように、利用していただければという考えもあります。

水田賢治（ジェトロ上海センター）

他にどなたかありますか。この場で話しづらいようなこともあるかと思えますので、もし何かありましたら私のほうにメール等でご連絡いただければと思います。今のコクヨさんのお話は、貴重な意見として、今後は是非、考慮していきたいと思っています。

（休憩）

【第2部】

上海市工商行政管理局の取組みについて

上海市工商行政管理局商標監督管理処 ?(シン) 処長

尊敬する総領事先生、水田先生、そして皆様こんにちは。本日は上海市工商行政管理局の機能と、行政による上海市の商標の保護状況について、上海IPG会合の皆様にご紹介する機会をいただき、とてもうれしく思っております。

商標保護を如何に強化するか、商標権者の合法權益を如何に保護するか、市場の公平な競争秩序を如何に維持するかは、上海の外国企業のみならず、上海市政府および上海工商局にとっても重要なことです。2002年から始まっている上海市政府主導の「市場経済秩序整頓規範」という取り組みでは、二セ商標および商標冒用行為に対し、積極的且つ有力な措置を取り、重点的に取り組んでいる。上海工商局の目的は二セ商標および商標冒用行為の取締りにより、市場経済秩序を整頓し、外国企業の商標権を確実に保護し、上海における良好的な知的財産権の保護環境作りと投資環境作りに努め、上海経済の持続的発展を促進させることにある。

2002年上海市各級工商行政管理機関（以下、上海各級工商機関）が調査処理した商標違法案件は939件（うち商標権侵害案件が716件）、罰金総額は11,413,295元に達した。また、権利侵害の商標標識を102万枚（件）押収・処分し、さらに、冒用登録商標の容疑を追究する5つの案件と6人の容疑者を司法機関に移送した。

また、2003年上半期には商標違法案件が619件（うち商標権侵害案件が603件）、すでに決着した案件が557件に達し、罰金総額は7,768,262.15元（うち10万元以上の罰金を課した案件が12件）に達した。また、権利侵害の商標標識を352,249枚（件）押収・処分した。

2002年以降、上海各級工商機関が調査処理した商標権侵害案件には以下の特徴がある。

1. 流通过程で商標権侵害品を販売するケースが多く、2002年および2003年上半期に調査処理した案件のそれぞれ76.2%、76.4%を占めている。
2. 上海各級工商機関が自発的に調査処理した案件は80%以上に達し、商標権者の告訴を受理して調査処理した案件は20%未満となっている。
3. 渉外商標に関わる案件の割合もかなり高く、2002年上海各級工商機関が調査処理した渉外商標権侵害案件は320件と、全体の44%を占め、2003年上半期は151件と、25%を占めている。

2002年上海市政府は商標権侵害行為を阻止し且つ取り締まることを、「市場経営秩序を整頓するための8つの重要な取り組み」の一つと位置付け、また上海工商局は「商標権侵害行為と著名商品の特有な名称、包装、装飾に対する模倣行為の阻止及び取締りを実施する意見」を制定し、商標権侵害行為の阻止及び取締りを組織的に行った。

2003年、上海市政府は商標権侵害行為に対する取締りを、引き続き「市場経営秩序を整頓するための6つの重要な取り組み」の一つとしている。7月10日、上海工商局は市場経営の秩序整頓に関する支局会議を開催し、今年下半期の取り組みについて次の3点に重点を置くことを決めた。1つ目は重要な商標に対する保護に重点を置くこと、つまり、中国馳名商標と上海著名商標および上海における知名度の高い渉外商標を重要な商標として保護すること。2つ目は重要な市場及び地域に対する整頓に重点を置くこと。3つ目は重要な部分に対する監督に重点を置くこと、つまり、流通分野における商標権侵害品の販売や商標の印刷製作企業を重点的に監督管理するということである。

また、上海工商局は「消費者告発センター」を設立し、消費者又は権利者が商標権侵害行為を発見した場合、専用電話で告発することができる。また、上海工商局は各コミュニティーにおいて「消費者権益保護連絡処」を設立しており、2002年末までに、5,438箇所に「連絡処」を設立し、同時に、「模倣品と品質の悪い商品の生産販売案件通報に関する奨励弁法」を着実に遂行し、商標権侵害行為を直ちに発見し摘発する。

知名度の高い渉外商標の保護を強化するため、上海工商局は知名度が高く、市場影響力が大きく、よく冒用侵害される渉外商標を、「上海市渉外商標保護連絡名簿」に掲載し、各級

の工商行政管理機関はその「名簿」に基づいて市場の巡査および法執行の監督を行うとき、自発的且つ重点的に保護する。また、2003年6月1日に国家工商行政管理局総局により公布された「著名商標認定と保護に関する規定」に基づき、上海工商局は受理・審査・報告などの具体的な実施意見を制定し、知名度の高い外国と中国の商標に対して更なる有力な保護を提供する。

<上海工商局による商標侵害案件調査処理事例>

事例（1）「上海自動車部品メーカー（A社）によるニセモノ自動車部品製造販売事件」

A社は商標権者である日本企業の許可を得ず、自社の自動車用ピストンの内壁上に無断で日本企業の商標を使用したため、2000年1月、上海工商局宝山支局により、15,128個の在庫ピストンに使用していた侵害商標の除去（2001年10月に改正された商標法によればすべて没収される）、金型6セット押収、罰金6万元、賠償金60万元、が課せられた。

事例（2）「ニセモノ運動靴輸出事件」

2002年3月11日、上海工商局閘北支局は、上海市江場路にある倉庫で福建省晋江から来た大型トラックを捕まえた。トラックからニセモノと疑われる米国運動靴メーカーB社のニセモノ運動靴110箱、計1320足を押収した。さらに、当該倉庫の貨物出し入れ台帳を手がかりとし、既に上海市長江西路のある倉庫に移動されたニセモノと疑われるB社の運動靴220箱、計2,640足を押収した。その後の調べで、押収された運動靴は、全てB社商標を冒用した製品であることが判明。上海工商局閘北支局は法律に基づいて、ニセモノ運動靴を差し押さえた。

その後の調べで、差し押さえたニセ商標運動靴は、浙江省出身の中国人が寧波市工芸品貿易会社C社の名義で、「プラスチック製品」の輸出であると税関申告書類を偽造し、上海国際貨物輸送代理有限公司D社に委託し、アラブ首長国連邦に輸出しようとしているものであることが分かった。

そのため、2002年8月、上海工商局閘北支局は、「商標法」と「工商行政管理機関行政処罰手順暫定規定」の関連規定に基づき、差し押さえた3,960足のニセモノ商標運動靴を荷主無しの財産として没収し、現在、公安機関は、全力を挙げ、当事者を追跡調査している。

事例（3）「上海E社と上海F社によるニセブランドオイル事件」

2002年5月20日、上海工商局浦東支局は浦東新区高橋鎮高家浜村で17種類のニセモノと疑われる60万元相当以上の中国馳名商標ブランドのオイル、計106.42トンを一挙に押収した。登録商標の所有者である上海G社は、それがニセモノであると確認した。

調査の結果、2001年10月から、E社とF社は登録商標の所有者である上海G社の同意を得ないまま、浦東新区高橋鎮高家浜村で無断で商標ブランドのオイルを加工・販売し、そ

の違法売上額が 200 万以上に達していたことが判明した。

この事件は、登録商標を偽る犯罪になるため、上海工商局浦東支局は事件の処理を公安部門に委ねた。上海公安局浦東支局は、5 月 29 日に当事者 3 名を刑事拘留した。2003 年 3 月 6 日、浦東検察院は、法院（裁判所）に公訴を提起し、浦東法院は審理後、当事者 X に有期懲役 3 年、猶予 4 年、罰金 2.5 万元、当事者 Y に有期懲役 2 年、猶予 3 年、罰金 1.5 万元、当事者 Z に有期懲役 2 年、猶予 3 年、罰金 1.5 万元の判決を言い渡した。E 社と F 社に対する処罰は現在検討中。

事例（４）「ニセモノデジカメ用メモリーカード販売事件」

2003 年 2 月 26 日、日系家電メーカー H 社とその代理人は、上海市内のパソコン市場で同社のニセモノのデジカメ用メモリーカードが販売され、商標専用権が著しく侵害されたことを上海市工商局商標処に告訴した。商標処は、直ちに上海市工商局検査総隊と共に、告訴された手がかりによって、9 ヶ所の販売店に対し、立ち入り検査を実施し、ニセモノのデジカメ用メモリーカード計 55 枚を押収した。真正品の価格が 1 枚約 900 元であるのに対し、ニセモノは、1 枚約 300～500 元と約半値だが作りも粗末であった。検査総隊は、ニセモノ販売業者に対し、26,000 元の罰金を課した。

中国の商標保護には司法保護と行政保護という 2 つのルートがある。これは他の国・地域にはない中国の商標制度の大きな特徴である。商標権者は侵害にあった場合、県以上の工商局に告訴または管轄権のある人民法院（裁判所）に提訴することができる。ただし、人民法院に提訴した商標案件を工商局は受理しない。逆に、工商局に告訴した商標案件を人民法院は受理しない。また、行政ルートで商標を保護する場合、次の 4 つのメリットがある。

商標権侵害案件の受理手続きは、人民法院に比べ工商行政管理機関のほうが簡単であるとともに、案件処理に要する時間も少ない。

司法機関から要求される証拠に比べ、工商行政管理機関の証拠に対する要求は低い。つまり、商標権者は権利侵害の物品や領収書などの証拠を提出しさえすれば、工商行政管理機関は行政の法執行手段に基づき調査を実施し、さらに手掛かりとなる証拠を集めることができる。

工商行政管理機関が商標権侵害案件を受理する場合、特に費用はかからない（無料）。

「商標権侵害が民事法に属し、裁判所に提訴しなければ受理せず、提訴側により立証する」という国際的な取り扱いとは異なり、中国では、工商行政管理機関が商標侵害行為を発見した場合、権利者が告訴していなくても、侵害者を処罰する。

また、商標権者が商標違法行為を告訴する場合、以下の条件が必要である。

1. 告訴人は権利侵害された商標登録者或いは商標許諾使用者でなければならない。

2. 告訴人は合法的な主体資格と商標登録証明を有しなければならない。
3. 告訴は具体的な告訴対象、権利侵害の事実、法律根拠、法律訴訟要求を有しなければならない。
4. 必要な侵害証拠を提出しなければならない。証拠は権利侵害の実物、商標標識、写真や領収書などを含む。
5. 外国人又は外国企業がその商標専有権の保護要請を提出する場合、国家指定の代理機構に委任し、代理人に委任事項と委任権限を明記した委任書類を提出しなければならない。また、告訴書及び関係書類は中国語で書くか、外国語の場合、必ず中国語の訳文を添付しなければならない。

また、商標権侵害案件を告訴する際、商標権者は以下の責任を負う。

1. 工商行政管理機関により差し押さえられた権利侵害品に対して、商標権者はできるだけ早く鑑定し、且つその鑑定結果に対して法律の責任を負わなければならない。
2. 権利侵害者に対して民事賠償を請求した場合、案件処理に関わる機関に民事調停を請求するとともに、具体的な賠償金額を提出する根拠（侵害期間における侵害者が得た利益、或いは権利者が受けた損失、その中に権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出を含む）を提出しなければならない。

また、商標権者が商標権侵害案件を告訴する際に以下の権利を主張できる

1. 権利侵害行為を直ちに停止する命令を権利侵害者に出すよう工商局などの調査処理機関に要求することができる。
2. 権利侵害品と、その商品及び商標の偽造に使われた道具を没収・処分するよう要求することができる。
3. 民事賠償について仲裁を行うよう調査処理機関に要求することができる。
4. 侵害行為が登録商標を偽る犯罪だと疑われる場合、司法機関へ移送し刑事責任を追及するよう調査処理機関に要求することができる。
5. 調査処理機関の案件担当者と侵害当事者とが利害関係にあると思われる場合、その案件担当者の変更を求めることができる。
6. 工商行政管理機関の処罰決定書に不服な場合、行政復議法に基づき 60 日以内に上級の工商行政管理機関に再審査を要求し、或いは 15 日以内に管轄権のある人民法院に直接提訴することができる。

最後に、上海における商標保護に関し、日本企業は工商局と協力し、次の 3 つの事項を行ってほしい。

1. 積極的に「外国商標保護の連絡名簿」への登録を申請すること。これにより、各級の工商管理機関は日常自発的に該当商標を保護することができる。

- 2.上海市工商局が押収した商標権侵害品に対して、ニセモノであるかどうか直ちに鑑定すること。これにより早く取り締まれる。
- 3.商標権侵害の証拠を収集し、直ちに工商局、税関或いは人民法院に告訴し、自社の商標権を守ること。

実際のことですが、例えば「POLO」という商標があります。よく服に使われている商標です。たまたま市場で「POLO」のニセモノが見つかったのですが、我々のスタッフたちが取締りをやらなかったのです。私が「何故やらないのか？」と聞いたところ、その答えは、「なかなか商標権者が鑑定してくれないので、もうやらない。」ということだったのです。これについて我々はアメリカ総領事館や「POLO」の本社などと連絡を取って、「やはりこういう鑑定は積極的にやってほしい」という申入れをし、その後、これからはきちんとやっていくということで、向こうの当事者にも伝えました。

最近もまた「POLO」の案件がありました。その時は上海にある代理人に連絡を取りましたが、その代理人からは、「ニセモノの量が1万件に達していないからやらない。」という返事がありました。要するに、1万件以下は自分の商標の権利を放棄するけれど、1万件以上は鑑定をやると答えたわけです。今後、日本企業はこういうことが発生しないように願っています。

最後は、上海の市場に対して関心を持ち続けることです。自分の商標権が侵害された手掛かりを収集し、直ちに工商局、税関、裁判所に告訴してほしいのです。こうすれば自社の商標権を有効に守ることができると思います。

以上、間違えたところをご指摘くださるようお願いいたします。どうもありがとうございました。

質 疑 応 答

水田賢治（ジェトロ上海センター）

シン所長、どうもありがとうございました。予定時間を過ぎてまで、またこの講演原稿にないことまで、いろいろな事例をご紹介いただき、IPGのメンバーにとっても非常に参考になったのではないかと思います。

なかなかこういった機会はないと思いますので、今回の講演内容の中で是非質問したいことがありましたら、挙手いただくようお願いします。

木下氏（日立）

上海工商局の方には大変お世話になっております。ひとつ教えていただきたいのは、保護されるべき有名な商標は何かということです。また国家工商行政管理総局で公布された著名商標の認定保護の規定について、具体的に運用されているようですが、具体的な運用ル

ールのようなものが明確になされているのか、そのあたりの全体のフレームを教えてください、できればと思います。

シン所長

模倣品の大半は知名度の高い商標のある商品の模倣です。ですから中国で認定された馳名商標、上海で認定された著名商標、渉外の知名度の高い商標、この3つに対し、重点的に保護していきたいということです。渉外の知名度の高い商標といえたくさんありますが、どういったものを保護すべきか、その根拠は先ほどお話した名簿に基づいてやっているところでは。

次に、馳名商標の認定と保護についてのご質問にお答えします。2カ月前、国家工商管理総局により、馳名商標の認定と保護に関する規定を公布しました。この認定方法は以前に比べ、少し変わったところがあります。今のやり方としては、個別認定と受け身的な保護です。例えば上海市内で自社の商標が侵害された場合、商標法第13条の「著名商標に対する保護」の規定に基づき、自社の商標を保護したい場合は、侵害行為の発生地にある区以上の工商局に、自社の商標を著名商標として認定するということを申請しなければなりません。区レベルの工商局に認定申請した場合、まず区工商局で審査を受けます。そこで審査し、要件を満たせば、次は我々上海市工商局でもう1回審査し、その要件を満たせば、さらに国家工商行政管理総局に提出します。もし、申請した商標が要件を満たさない場合は、その理由を申請人に対して説明しなければなりません。

著名商標認定と保護に関する規定は、原則的に大きなものに対する規定なので、具体的な実施について、その規定の中にはありません。ですから我々はそれに基づいて、具体的な実施方法についてはこれから策定し、2カ月後をメドに完成させる予定です。

ヤクルト

先ほどある会社の有名な商標を、自分の会社の名称として登録したという案件について話がありましたが、その案件は、現在どういう結果になりましたか？実は当社も同じことがあったので、これについてのアドバイスをお願いしたいと思います。

シン所長

先ほどのある有名な商標についてですが、実はその会社は少し商標を変えて、自分の会社名として登録しました。それを取り消す時は、やはり悪質な登録の証拠を提出しなければなりません。ですから、その点はちょっと難しいところです。2番目に、その商標を企業名称として登録させていますから、企業登録に関する規定、および法律に基づいて取り消すことは、法律的な根拠がなく、なかなか難しいところです。3番目に、その企業の生産行為はほとんど上海以外の所でやっているのです、行政管轄の面から見ると、それを処理することはなかなか難しいところがあります。

この案件に対する当事の我々の考えは、裁判所に提訴すれば、上海以外にいる人は第三者として上海に来てもらい、訴訟を提起することができます。この案件は商標の侵害だけでなく、企業登録についても侵害があり、反不正競争法違反という面でも問題があると思います。このような案件は裁判に提訴して処理するのが、最も良いのではないかと思います。この案件の結果ですが、私もその日本本社の知的財産部長とも会いました。そのとき本社は、万が一負けた場合はどうするかということで、やはり結構心配していました。我々の考えは、そういう心配はもう要らないと思います。このような案件で裁判をおこせば、勝つ可能性が高いのではないかと考えているからです。日本の本社が提訴する場合、我々は協力します。

ヤクルト

「馳名商標の認定と保護に関する規定」の第2条には、「馳名商標とは、中国において公衆に広く認知され、高い名声を有する商標」と書いてありますが、もし商標が中国全土で有名でない場合は、どうすべきかをお聞きしたいと思います。我々も馳名商標の認定を申請したいと考えておりますが、当社の商品は広東省や上海以外ではそれほど流通しておりません。こういった商標を馳名商標として認定できますか？

シン所長

馳名商標を認定する時は、やはり総合的に考慮します。ある要件は満たしているものの、別の要件は満たしていない場合は、その商標が歴史的に有名であるか、市場に対して影響が大きいかなど、様々な点を考慮した上で認定します。ですから、その商標が登録商標であるか、ただの使用商標であるか、まだあまり有名でないかどうかということは関係なく、申請すればこのような条件に基づいて認定していきます。

具体的にそういう認定をする時は、主に次の3つのことを考えます。1つ目はこの商標の知名度について考えます。2つ目は、この商標の識別力があるかどうか、ほかの商標と区別できるかどうかです。3つ目は、市場において他の商標と混同するかどうかです。要するに間違っような似ているものがあるかどうかについて判断します。

水田賢治（ジェトロ上海）

私自身も質問したいことがいくつかあるのですが、時間がだいぶ超過してしまいました。

これで第5回上海IPG会合を終了します。どうもありがとうございました。